



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2536号 2015.7.12 発行

社説：子ども医療費助成／住民の納得引き出す努力を 河北新報 2015年7月12日

22歳の大学生が過ぎた飲酒で具合を悪くし、病院に運ばれた。こんなケースでも北海道南富良野町なら、町の子どもの医療費助成で治療代はただになる。

22歳を「子ども」の部類にくくることの是非はともかく、南富良野町を引き合いに住民や議会から「わがまちも助成の拡充を」と詰め寄せられたら、首長は心中穏やかでいられない。

住民ニーズと財政事情の板挟みで、やや感情が先走ってしまったか。子ども医療費助成の負担をめぐり、奥山恵美子仙台市長が村井嘉浩宮城県知事に論争を仕掛けた。

子ども医療費助成の裁量権は、あくまでも市町村にある。都道府県は市町村を補助し、一定割合を負担する立場にすぎない。

村井知事は、限られた福祉予算を広く薄くばらまくのではなく、本当に困っている人に重点配分したいという考え方。これに奥山市長が「全国最低レベル」「県の努力が足りない」「県内全市町村が拡充を望んでいる」と批判のボルテージを上げた。

「住む自治体で福祉が大きく違うのは、ナショナルミニマム（最低限の社会保障）の点で適切でない」と持論を展開する奥山市長は、子ども医療費助成の自治体間競争にも「健全だと思わない」と否定的な見解を示した。

確かに助成拡充が自治体間競争の様相を呈している一面はあろう。しかし、これは一種の善政競争ではないのか。不健全だとは思えない。

小規模市町村にとっては、子育て世代を呼び込み、人口流出を食い止めるための切り札でもある。もともと助成対象者が少ないため、財政負担が過大になることはない。南富良野町の場合、助成対象者は350人前後。毎年度の予算措置は1千万円で足りる。

無論、仙台市も南富良野町並みの助成を導入すればいいというものではない。107万都市では予算が億単位に膨らんでしまう。

ここは県との論争に費やすエネルギーの何分の一かでも住民との対話に振り向け、住民の納得を引き出す努力を求めたい。

同じ政令市でも仙台市が一般市町村と同等に2分の1の県補助を得ているのに対し、千葉市への県補助は、それを理由に4分の1にとどまる。

苦しい財政を反映して子ども医療費無料化を見送ってきた千葉市は昨年、市内30カ所で子育て世代との対話集会を開催。望ましい助成の仕組みを住民と話し合った。

当初「近隣自治体並みに通院費無料化を」と訴えていた住民たちは、市の財政事情について説明を聞くうち「少額なら一部自己負担もやむを得ない」と自ら言い出した。

最後は住民アンケートの結果も踏まえた政策判断で、小学3年まで300円、中学3年まで500円を住民自身が負担する新制度が決まった。

市財政を考慮すれば、医療費無料化は必ずしも好ましい判断とは言い難いと考え、納得づくで負担の分任を選択した千葉市民。もちろん市当局の誠実な対応と説明があつてのことだ。これこそが真の市民協働であろう。

社説：無戸籍の子ども 相談、支援体制を急げ 京都新聞 2015年07月11日

保護者の事情などで出生届が出されずに無戸籍となっている子どもの厳しい生活実態の一端が、文部科学省の調査でわかった。

調査対象は、法務省が3月10日時点で把握した無戸籍者567人のうち、義務教育段階の子ども142人。うち未就学は1人だが、就学していても34・8%の49人が学用品代などの財政的な支援を受けていた。これは全公立小中学生の割合の倍以上にあたる。

文科省は「ほかにも把握できていない無戸籍の子どもがいる可能性は高い」としており、未就学の実態はもっと深刻とみられる。地域で相談、支援体制を整え、子どもが無戸籍のために社会的な不利益を被らないようにしなければならない。

無戸籍になる主な要因は「離婚後300日以内に生まれた子は前夫の子」とする民法の規定だ。戸籍上、前夫の子になるのを避けるため出生届を出さない事例が多いという。加えて、さまざまな家庭の事情から保護者らが行政への相談を避けがちで、自治体側の把握を難しくさせている。

学校教育法は、子どもを小中学校に通わせる義務が保護者にあると定めており、就学に戸籍や住民票の有無は関係ない。にもかかわらず、無戸籍では就学できないと保護者が思い込んでいるケースも少なくない。

無戸籍児の実態を詳しく調べる必要がある。教委は住民基本台帳に基づいて「学齢簿」を作成するが、無戸籍の子どもは住民票がないケースも多いため、学齢簿に基づく通知ができず、就学の機会を失いがちだ。それを防ぐためにも福祉と教育、あるいは家庭、地域、学校をつなぐ社会の連携が欠かせない。

今回の調査では、学校に通っていても「九九ができない」「漢字が書けない」といった学力面の課題のほか、「身体的虐待やネグレクト（育児放棄）の疑い」「予防接種も受けられていない」などの問題を抱えている子どももいた。

自治体の中には無戸籍者向けの相談窓口を設け、読み書きの教育支援などを行っているところもあるが、行政側の対応は緒に就いたばかりだ。滋賀県は相談窓口の開設準備を進めており、どんな支援が可能か情報を収集している。そうした動きを加速させたい。

無戸籍児を生む民法の規定の見直しも視野に入れるべきだろう。DNA鑑定が普及する中、規定の合理性は揺らいでいる。子どもを社会で孤立させてはならない。

社説：岩手中2生自殺 なぜSOSは届かなかったか 読売新聞 2015年07月12日

学校はなぜ、生徒のSOSを受け止められなかったのか。

岩手県内で、中学2年の男子生徒（13）が電車に飛び込んで死亡した。警察は自殺とみている。

「ずっと暴力、ずっとずっとずっと悪口」「なぐられたり、けられたり、首しめられたり」。生徒が担任の教師とやりとりしていた「生活記録ノート」には、他の生徒からいじめを受けていたことを示唆する記述が残されていた。

「もう市（死）ぬ場所はきまってるんですけどね」などと、自殺をほのめかす言葉も書かれていた。文面からは、次第に追いつめられていく状況がうかがえる。

地元の教育委員会は、いじめを苦しめた自殺の可能性があるとみて、第三者による調査委員会を設置する。事実関係を調査し、学校の対応に問題がなかったかどうか、徹底検証してもらいたい。

生徒たちが日常の様子を書きとめる生活記録ノートは、いじめやトラブルを教師が早期に発見するためのものだ。今回、特段の注意を払うべき記述があったにもかかわらず、最悪の事態を防げなかったのは、極めて残念である。

問題なのは、生徒が担任の教師に窮状を訴えていたことを、校長らが把握していなかった点だ。

いじめの対応では、兆候を見つけた教師が一人で抱え込まず、他の教師と情報を共有することが大切だ。役割分担しながら、被害者や加害者と面談を重ね、適切な解決策を探る必要がある。

そうした基本的対応が、学校全体で徹底されていなかったと言わざるを得ない。

一昨年9月にいじめ防止対策推進法が施行された。各学校に対し、対策の基本方針の策定や、複数の教職員やスクールカウンセラーらで構成する対策組織の設置のほか、いじめに関する定期的なアンケートを義務づけている。

この中学校も基本方針を作り、組織を常設していた。法律に基づき、必要な態勢を整えても、実際の問題解決のために機能しなければ、意味がない。定期アンケートも実施していたが、集計がまとまる前に、悲劇が起きた。

文部科学省によると、推進法施行後の半年間で、被害者が生命を脅かされたり、不登校になったりする悪質ないじめが、全国の小中高校などで180件を超えた。

児童・生徒の行動にきめ細かく目を配り、いじめの芽を素早くつみ取る。子供の命を守る重い責任を負っていることを、すべての教師は再認識してほしい。

社説：中2男子の自殺 SOSを阻んだものは 毎日新聞 2015年07月12日

岩手県矢巾町（やはばちょう）の鉄道で中学2年の村松亮（りょう）さんが自ら命を絶った。

亮さんは学校でいじめられ、暴力を振るわれた。担任教師と交わす「生活記録ノート」でつらさを繰り返し訴え、死も示唆していた。

その「SOS」は担任のところまでとどまり、情報を共有できなかったと学校側は言う。学校もいじめ防止対策組織が事態把握に機能せず、調査の手ばかりも指摘されている。

だが、問題はそこにのみあったのだろうか。「課題の抱え込み」や「言い出しにくい」風土も横たわっていないか。深く掘り下げ、徹底した検証が必要だ。

相次いだ深刻ないじめ事件を受け、2013年に施行された「いじめ防止対策推進法」は、早期発見と連携した対応を主眼にしている。

子供が孤立無援のまま追い詰められないよう、学校に対策組織の常設を義務づけ、情報を共有し、場合によって警察との連携も求めた。

しかし、教師個人が抱え込んでしまう傾向がなかなか改まらない。

例えば、東京都教育委員会の昨年の調査では、公立の小中高校で、いじめに学校の対策組織が取り組んだケースは20～25%にすぎない。多くは担任が個別に対応していた。

全体で情報共有しにくいいじめ問題の背景には、いじめ発生が、学校や教師のマイナス評価になるという受け止め方もあるといわれる。

このため文部科学省は12年、いじめを早くに見いだし、隠さずに対応した学校をむしろ高く評価するよう都道府県教委に通知もしている。

しかし、そうした考え方が徹底されているか。文科省の集計では、13年度に全国の学校で認知されたいじめは18万6000件近くに上るが、地域で発生度合いに大きな差異があり、とらえ方のばらつきを映しているようだ。今回の中学校も、いじめはないことになっていた。

担務が多岐にわたり、教師が多忙な実情も見ることがある。

文科相の諮問機関、中央教育審議会は、多様化する学校の課題に対応するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーなど幅広いスタッフも連携して当たる「チーム学校」構想を打ち出している。いじめはそうした対応が最も必要な課題の一つである。期待したい。

だが、その大前提は、いうまでもなく、学校も地域社会も含め、いじめに対し「傍観者」にならないことだ。亮さんは「生活記録ノート」に「誰一人いない世界に一人ぼっちになったようなかんじ」と書いた。

13歳の少年が抱いた孤立無援の絶望感を改めて思い、「SOS」に反応できなかった痛恨の教訓を、着実に生かしたい。

医療的ケア欠かせない子どもへの支援を

NHKニュース 2015年7月11日

たんの吸引や鼻からチューブで栄養を取るなど、日常生活を送るうえで医療的なケアが欠かせない子どもたちを支援するための協議会が発足し、新しい法律の制定に向けて、政府に支援策を提言していくことになりました。

医療的なケアが必要な子どもは新生児医療の発達などで増えていますが、在宅で介護しているケースなどは国も実態を把握しておらず、支援が十分ではないということです。こうした子どもたちを支援しようと、障害がある子どもを保育するNPO法人などが協議会を発足し、11日、東京・千代田区でシンポジウムが開かれました。

この中で、在宅で介護している母親たちが、子どものたんの吸引や酸素の吸入に追われて寝る時間もなく、学校に通う時にも親の付き添いが必要になるなど、大きな負担を強いられていることを報告しました。

そして「現状の制度では支援の対象から外れていて、周囲にも理解してもらえず、親たちは精神的にも肉体的にも疲労している」と訴えました。

協議会では今後、当事者の親たちの声を集めて実態を明らかにし、新しい法律の制定に向けて、政府に支援策を提言していくことにしています。

協議会の代表の戸枝陽基さんは「医療的なケアが必要な子どもたちについては、まだ社会的にも認知されていないが、国も実態調査から始めてほしい」と話しています。

「介護は重労働で低賃金」教科書記述に業界反発

読売新聞 2015年07月11日

介護の仕事を「重労働で低賃金」と記述している2社の教科書について、介護業界6団体が今月上旬、「表現が不適切」として出版社に修正を求める要望書を提出した。

人手不足への危機感から、業界挙げての異例の動きとなった。

要望書を出したのは、特別養護老人ホームの運営法人でつくる全国老人福祉施設協議会や日本介護福祉士会など。「中学社会 公民 ともに生きる」(教育出版)と高校向けの「最新現代社会」(実教出版)に、不適切な表現があると指摘した。

「公民」では、本文で「介護の仕事が重労働で低賃金」と記述。「現代社会」では、介護する男性職員の写真に「特別養護老人ホームで非正規社員としてはたらく若者 介護現場は重労働で賃金も高くない」という説明を添えている。

母介護、戸惑う息子…いらだち解消は皿割り 認知症社会 長谷川陽子、森本美紀

朝日新聞 2015年7月12日

母・善子さん(奥)の「介護日誌」に目を落とす中西義一さん。母の状態や出来事を記している＝大津市、仙波理撮影

いらだちを抑えられなくなると、自宅の裏庭に行く。100円ショップで買った皿を数枚、土嚢(どのお)用の袋に入れ、一気に地面へとたたきつける。



大津市の中西義一(よしかず)さん(70)は、8年ほど前から認知症の母善子(よしこ)さん(96)を介護してきた。母が同じことを何度も言い、ひとりで外に出ようとするたび、認知症のせい



だとわかっていても腹が立つ。こうして月に何度か皿を割り、気持ちを鎮めている。

母が発症したころ、妻（66）に脳腫瘍（しゅよう）が見つかった。手術後に高次脳機能障害が残り、その後自宅で寝たきりになった。当時、62歳の中西さんは中小企業支援の仕事をしていた。子どもはおらず、突然1人で2人を見ることになった。

まず困ったのが食事の用意だ。家事は妻に任せてほとんどしてこなかった。

最初にご飯の水加減がわからず、うまく炊けなかった。なんとかチャーハンやカレーライスは作れるようになったが、毎日では飽きる。結局、スーパーで総菜を買うことが増えた。流し台に残る汚れた食器を見て、「やっつけられるか」と朝から缶ビールをあけた。

母のパジャマを買いに行ったときは、ひとりで女性物の売り場にいると変な目で見られないか心配だった。事情を説明すると、男性店員が「男の私がそばにいますから、安心して買い物して下さい」と言ってくれた。涙が出るほどうれしかった。

何よりも戸惑ったのは、母の着替えやトイレを手伝うことだ。初めは抵抗があった。「男の人がそんなんしたらあかん」と体を硬くしていた母が、「任せるわ」と言うようになるまでに、3年ほどかかった。

介護保険サービスは初期のころから利用し、徐々に増やしてきた。今はデイサービスで週3日、風呂に入れてもらう。ヘルパーが週4日来てトイレ介助もしてくれる。気持ちがずいぶん楽になった。

子どものころ母は、昼は農業、夜は食堂で働き、明け方に帰ってきて家族の朝食を作っていた。必死だった姿が頭に浮かぶと、「育ててくれたぶんを、こちらが返す番や」と思う。

介護ロボ、導入広がる 県内施設、職員負担軽減狙う 茨城新聞 2015年7月12日



県の助成事業などで導入の動きが進む介護支援用のロボットスーツ「HAL」。左はサイバーダインの山海嘉之社長

介護分野で離職率の高さや人手不足が課題となる中、県内の介護施設で介護支援ロボットを導入する動きが広がり始めている。腰痛に悩む職員の負担軽減を図るのが目的で、県も本年度から特別養護老人ホームなどを対象に導入費の一部を助成するなど支援に乗り出す。重労働のイメージを払拭（ふっしょく）し、不足する介護人材の確保につなげていきたい考えだ。

導入が進むのは筑波大発ベンチャーのサイバーダイン（つくば市）が開発したロボットスーツ「HAL」の介護支援用。腰に装着し、高齢者の介助や重い物を持ち上げる際、体の動きを支え腰の負担を軽くする。

筑西市上平塚の特別養護老人ホーム「しらとり」は今年3月までにHALを2台導入。現在は必要な研修を受けた職員2人が、利用者をベッドから車椅子に移したり、寝たきりの利用者の体位を変えたりする際に使っている。

塙律雄施設長は「介護経験の浅い若手職員に特に好評」と評価した上で、「離職率が高い業界なので、職場定着につながれば」と期待を寄せる。効果についても「例えば相部屋の施設などで、ある程度の人数を対象に同じ作業を繰り返す場面があれば効率よく使える」と話す。

県によると昨年度、職員の処遇改善に向けた企業などの取り組みを支援する事業に採択された約150事業者のうち、「しらとり」を含む医療法人や社会福祉法人計9事業者が介護支援用HALを導入した。

本年度は医療や介護の充実に向けた「地域医療介護総合確保基金」を活用し、HALのレンタル料の一部補助を実施。今秋にも10台程度が特養ホームなどで導入される見通しで負担軽減の効果を検証する。また介護支援ロボットの実証展示会やセミナーなども開催する。

県の推計では、県内の75歳以上の高齢者は今後10年間で約14万人増え、高齢化がピークを迎える2025年には49万3千人になる。同時に介護サービス不足の深刻化が予想され、県内では同年に約1万人の介護職員が足りなくなる見込みだ。

だが介護業界は既に慢性的な人手不足に悩んでいる。介護労働安定センター茨城支部の調査(13年度)では、回答した事業所の6割超が職員の不足を訴えている。

他産業と比べ離職率も高いため、県長寿福祉課は「職員の負担を減らし、人材の確保や定着、離職率の低下につなげたい」としている。(戸島大樹)

障害者工賃4%上昇 2014年度栃木県内

下野新聞 2015年7月12日

県内の障害者就労支援事業所で働く障害者の2014年度の月平均工賃は1万5451円で、前年度比647円(4.4%)上昇したことが、県障害福祉課のまとめで分かった。商業施設などへの積極的な出店や自治体の優先調達の増加などが要因とみられる。一方、県が目標としていた2万円には届かず、達成率は77.3%にとどまった。同課は秋ごろまでに15~17年度の工賃アップ計画を策定し、さらなる底上げを目指す。

対象は利用者と雇用契約を結ばない「就労継続支援B型事業所」135カ所のうち、工賃支払い実績があった133カ所。農産物の栽培のほかパンやクッキーの製造、印刷や清掃などの業務を行っている。

最も高かった事業所はパンの製造販売を主力とする野木町の「セルプ花」で、月平均工賃は6万5030円。最も低かったのは2959円だった。1万~1万5千円が35カ所で最も多く、5千~1万円が34カ所、1万5千~2万円が25カ所、2万~2万5千円が19カ所だった。2万5千円以上と5千円未満がそれぞれ10カ所だった。

前年度に比べ工賃が上がった理由について、同課は事業所が商業施設や金融機関などに加え、県内のさまざまなイベントに積極的に出店して県民の認知度が上がり、商品購入につながったと分析する。

「退院者にアンケート調査、ホームページで公開」斎藤正彦・都立松沢病院院長

揺らぐ信頼(3)

日本経済新聞 2015年7月12日

閉鎖性が指摘される精神科医療の分野。100年以上の歴史がある東京都立松沢病院(東京・世田谷)は外部のチェックや評価を積極的に受け入れている。同病院の斎藤正彦院長

(63)に取り組みや成果を聞いた。

斎藤正彦・都立松沢病院院長

——聖マリアンナ医科大学の精神保健医資格の不正取得問題をどうみていますか。

「とんでもない話で、信じられないくらい愚かだ。精神医療の本質にかかわる問題があるとすれば、強制的な精神医療にたずさわることへの重大さとおそれの認識が、上から下まで教室中になかったことではないか。強制入院は、基本的な人権である自由権を侵害してでも社会権を全うするために折り合いをつける制度。そういうことを



をわかっていない」

「構造的な問題としては、指定医資格の有無と診療報酬が結びついたこともある。指定医であるかどうかで収入が違う。資格がほしくなることからゆがみがうまれる。また一部の有名大学などを除いて若い人をつなぎてめておくことが難しい。自分の大学から手放さずに、資格を大学内で取らせることで大学と医局の影響力を保持したかったのではないか」

——3年前の院長就任から松沢病院の改革を進めています。

「まず『民間からの入院依頼を断らない』を合言葉にした。民間病院で勤務したことも

あるが、職員1人あたりでは松沢病院より多くの患者に対応していた。民間より人員の充実したこの病院で、受け入れができないはずがない。入院患者は院長就任前の年2千数百人から3400人に増えた」

「次に患者に選ばれる病院を目指した。そのためには患者の声に耳を傾ける。昨年秋から退院した患者と家族にアンケート調査を実施し、毎月ホームページで公開している。4月に実施した調査では『家族や友人が体調を崩した時、松沢病院を紹介したいと思うか』という問いで、患者の評価が家族の評価を上回った。これはとても大きな成果だ。患者は自分が病気ではないと思っているのに入院させられる。これに対し、家族は面倒を見てくれてありがたい、と感じる。このギャップが精神医療の難しさだが、それを解消したい」

——自傷行為などの危険がある患者に拘束衣などを着せて行動を制限する「身体拘束」の数が大きく減っています。

「年1100件くらいの入院を受け入れる急性期病棟で拘束が減ったことが大きい。一番大変な部署が『拘束なし』を実行してくれたことで、ほかの病棟にもいい影響が出た。認知症病棟では、転んでケガをするのを防ぐために拘束することもあったが、やめても骨折は増えなかった。全体では2011年には1日平均140人ほどだったが、現在は約70人へと半減した。多くは内科や外科の治療を安全に行うために必要な場合だ。これまでの『精神科だから仕方がない』という意識を変える必要がある」

——院内の透明性を高めることも大事にしていますね。

「精神障害の人たちは自分で自分の人権を守ることが難しい。このため外部からの目を取り入れている。たとえば3年前から医師と看護師、弁護士との3人で組織する第三者評価委員会をつくって、院内を見てもらい意見を聞いている。昨年には日本医療機能評価機構から、800床以上の大規模な精神科病院として初めて病院評価機能の認定を受けた。評価結果そのものよりも認定を受けるプロセスで自分たちのやっていることを見つめ直せたことがよかった」

——なかなか患者に対する偏見もなくなりません。

「100年前からそれほど変わっていない。医師が偏見そのものと戦っても仕方がない。ただ我々や社会に偏見があることを、医師は一般の人よりも強く自覚すべきだろう。精神障害者だけでなく社会には様々なハンディを持った人たちが多くいる。そうした人々の苦しみ社会全体で分担していかなくてはいけない」

さいとう・まさひこ 1980年東京大医学部卒、都立松沢病院精神科医員、ロンドン大学精神医学研究所研究員などを経て、東京大医学部精神医学教室講師。06年10月から翠会和光病院院長、12年に松沢病院院長に就任。

警察が法改正で根絶をねらう「児童ポルノの根源」 産経新聞 2015年7月12日

昨年は過去最高の摘発数だった児童ポルノ事件

持っている？と罰則が適用される？されない？	▶ 児童の性交動画	×
	▶ 児童に性器を強調したポーズをとらせた画像	×
	▶ 通常の水着姿の少女アイドルの写真集	○
	▶ わが子の水浴びの写真	○
	▶ 漫画やアニメの児童の裸の画像	○

※ ○は罰則が適用されない、×はされるケース

昨年7月の児童買春・ポルノ禁止法改正に伴い、15日から、子供のわいせつな写真や動画などの所持に対する罰則適用が始まる。子供を性的対象とした事件が後を絶たない中、所持の規制により児童ポルノの拡散に歯止めがかかると期待されている。規制をめぐるっては、どこまでが違法かという“線引き”についていまだ議論を呼んでいるが、捜査関係者は「犯罪グループらが画像などを所持し続け、児童ポルノの根絶ができない現状を解消

するのが狙い」としている。

改正法は、児童ポルノを所持した場合、1年以下の懲役または100万円以下の罰金を科すと規定。個人がすでに所有する写真などを処分するための期間として、罰則の適用を法施行から1年間猶予されていたため、今年15日からのスタートとなった。

警察庁のまとめによると、昨年1年間、全国で摘発された児童ポルノ事件は1828件で、被害児童は746人。いずれも過去最高だった。また13歳未満の被害児童の約7割が、強姦（ごうかん）や強制わいせつの被害を受けて児童ポルノを製造されていたという。

今回の法改正に関連し、大阪府警のある捜査員は「児童ポルノの収集家集団を摘発した際、大量に画像を持っているにもかかわらず、やりとりを立証できなかったばかりに逮捕できなかったケースもある」と打ち明ける。インターネットが飛躍的に発展し、製造された児童ポルノは瞬時に拡散し、半永久的に消せない。このことから「児童ポルノの根源である所持」（府警捜査員）の規制が喫緊の課題だった。

一方、「児童ポルノの解釈が難しい」との声も依然として根強い。だが、法は児童ポルノを「殊更に児童の性的な部位が露出され、または強調されているもの」と定義。「水着姿のアイドル写真集で逮捕される可能性がある」など懸念する声も聞かれたが、“通常の水着姿”であれば摘発対象には含まれない。

自分の娘を風呂に入れている画像などの場合も、罰則規定に「自己の意思に基づき性的好奇心を満たす目的で所持」という要件を設け、明確に線を引いた。一方的に児童ポルノ画像を送りつけられた場合も同様に処罰対象外となる。

府警の捜査幹部は法改正の効果について「これまで法の網にかからなかった悪質な性犯罪者を立件できるようになる」と期待を寄せている。

全国に1万人以上いる「隠れ待機児童」とは？

産経新聞 2015年7月12日

自治体名	平成26年の待機児童	今年の待機児童	隠れ待機児童
1 東京都世田谷区	1,109	1,182	1,087
2 東京都大田区	813	154	未回答
3 仙台市	570	419	209
4 東京都板橋区	515	378	198
5 東京都練馬区	487	176	360
6 広島市	447	66	18
7 那覇市	439	539	未回答
8 東京都足立区	330	322	327
9 札幌市	323	69	30
千葉県船橋市	323	625	206
98市区町村合計	17,010	15,117	13,982

※昨年4月の待機児童数上位10ヶ所。世田谷区、足立区、札幌市は待機児童数に保護者が育児休業中のケースを含める

認可保育所に入れない待機児童について、昨春数が多かった東京や大阪、兵庫など全国20都道府県の98市区町村で、「保護者が育児休業中」などを理由に集計されていない「隠れ待機児童」が、少なくとも約1万3千人（今年4月現在）に上ることが11日、分かった。児童数を明らかにしていない自治体もあり、数がさらに増える可能性もある。

これらの自治体が待機児童として集計したのは約1万5千人（昨年4月から11%減）で、ほぼ同規模の潜在的な保育需要が表面化した形。国は、平成29年度までに待機児童をゼロにする目標を掲げているが、自治体により集計方法に違いがあるため、「統計が全体像を反映していない」との指摘も出ていた。

国が自治体に示した基準では、認可保育所に入所できなくても、（1）東京都の認証保育所など自治体単

独の保育事業を利用（2）幼稚園の一時預かりなどを利用した場合、待機児童として集計しない。また（3）保護者が育休中の場合は、待機児童に含めるかどうか自治体が判断できる。（1）～（3）を「隠れ待機児童」とみなし、昨年4月時点の待機児童が50人以上だった20都道府県の98市区町村を調べたところ、80市区町村が実態を把握し、「隠れ待機児童」にあたる児童数は計1万3882人に上った。

また37市区町は、育休中のケースを待機児童として集計していた。

認可保育所は保育料が割安で、職員の配置も手厚い。「夜遅くまで利用できる」などの理由で自治体単独の保育事業を選ぶ保護者もいるが、認可保育所に入れなかったため、保護者が認可保育所以外の施設を利用したり、仕事への復帰をあきらめて育児休業を延長したりしているケースが大半とみられる。



月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も
 大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行